

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県身体障がい者保養所東紅苑」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせいたします。

- 1 施設名** 山形県身体障がい者保養所東紅苑
- 2 募集期間** 令和2年8月4日から令和2年9月15日まで
- 3 申請団体数** 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体**
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 山形市大字大森 385 番地

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項	(1) 管理運営の基本方針	・ 東紅苑への理解及び管理運営の方針が適切であること。 ・ 申請者の経営モラルが適切であること。	満たしていなければ失格
	(2) 収支計画の適格性	・ 収支計画が適切で、かつ事業計画との整合が図られていること。	
	(3) 施設の維持管理の適確性	・ 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があること。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致していること。	

	(4) 労働法令の遵守	・労働関係法令を遵守していること。	
選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
2 施設の平等利用の確保	(1) 平等利用を図るための具体的手法と期待される効力	<ul style="list-style-type: none"> ・生活弱者等へ配慮するとともに、事業内容に偏りが無いこと。 ・正当な理由なく利用を拒んだり、差別的扱いが行われないこと。 	5
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(1) 管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ削減が図られていること。 	10
	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の受付及び承認（取消を含む。）並びに施設利用についての説明・案内を適切に行うこと。 ・利用者への施設・設備の提供が適切であること。 ・温泉を有効に活用し、安全で清潔な温泉施設の提供を適切に行うこと。 ・施設利用者への食事の提供を適切に行うこと。 ・新規事業等の実施にあたっては、県立施設としての役割を十分に踏まえた事業を積極的に行い、利用者サービスの向上を図ること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体障がい者の保健休養のニーズに積極的に対応すること。 イ 社会福祉事業に関する専門的なノウハウ及び人的資産を十分に活用すること。 ウ 温泉を積極的に活用すること。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス向上のための取り組みが適切であること。 ・準備業務（業務引継ぎ）に関する内容及びスケジュール等が適切であること。 	30

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
<p>3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること</p>	<p>(3) 施設の維持管理の内容の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県が求めている管理の基準に合致しており、利用料金及び利用時間の設定が適切であること。 ・施設・設備等について、関係法令に則った適切な維持管理を行うとともに、効率的に計画されていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 清掃 イ 廃棄物処理 ウ 植栽管理 エ 保守点検 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生の確保が適切であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 食品衛生管理 イ 飲料水の管理 ウ 浴室の管理 エ 温泉施設のレジオネラ症防止対策 オ 害虫駆除 カ 新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策 等 </div>	<p>7</p>

	(4) 利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加を図るため、各種団体等への利用促進活動や広報活動に積極的に取り組むこと（申請者におけるこれまでの取り組み実績を含む。）。 	6
	(5) 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携内容が適切であること。 ・施設機能の地域に対する提供内容が適切であること。 	6
選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理運営を行うための適切な人員配置であること。 ・職員に宿泊施設、社会福祉事業での勤務経験者が含まれ、職員の採用等の確保方針が適切であること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 宿泊施設での勤務経験者の状況 イ 社会福祉事業での勤務経験者の状況 ウ 各種有資格者の配置の状況 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に求められる業務を適確に実践できる施設長を配置すること。 ・組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が適切であること。 ・職員に対する研修内容が適切であり、実行する体制が整っていること。 	9

		<ul style="list-style-type: none"> 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	
	(2) 安定的な運営が可能となる経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者指定申請にあたり、法人内の意思決定が適切に行われていること。 財務状況等、申請者の経営基盤が安定していること。 金融機関等の支援・協力体制が十分であること。 	9
選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
5 その他	(1) 利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の要望の把握方法及び利用者からの苦情に対する対応が適切であること。 	5
	(2) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者等に対応した防災・防犯対策が適切に講じられていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> ア 消防法の遵守 イ 大規模地震対策 ウ 防犯対策 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法、損害賠償保険への加入及び再発防止対策等が適切であること。 	5
	(3) 個人情報保護、情報公開の取組及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> 山形県個人情報保護条例等を遵守し、従業者等が業務上知り得た利用者の秘密保持の措置が適切であること。 山形県情報公開条例等を遵守し、施設管理業務に関する保有文書の情報の公開を行うための措置が適切であること。 公益通報者保護に関する措置が適切であること。 	5
	(4) 地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮していること。 	3
合計			100点

7 選 定 理 由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、

この審査結果を踏まえ、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。

区分（選定基準）	点数（社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会）
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	3. 40
3	43. 72
4	14. 40
5	12. 48
合計	74. 0

提案額が県が提示した上限額とほぼ同額になったことについては評価が低いですが、財務状況等、経営基盤が安定していること、グラウンドゴルフ等の交流会の実施等による利用者の要望に対応したサービスの提供や、温泉の積極的な活用など、施設のサービス向上を図るための手法について評価された。

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 点数の合計は小数第2位を四捨五入したものである。

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 指定

令和2年12月県議会の議決を経て、令和3年1月15日に指定管理者として指定した。